

# くらし・すまい



さらに詳しい情報は 東広島市ホームページをご覧ください。 https://www.city.higashihiroshima.lg.jp

# 東広島市提携融資

**問**〉産業振興課

☎082-420-0921

制度の概要

勤労者の生活の安定と向上を目的として、市内に勤務、または居住している勤労者などを対象に融資制度を設けています。教育費、住宅 費、医療費、介護機器購入費、冠婚葬祭費、東広島市墓園の永代使用料、下水道整備に伴う改築にかかる費用などを低利で融資しています。

お問い合わせ先

中国労働金庫西条支店(西条大坪町1-36) ☎082-422-6655

ローンセンター西条(西条支店内) ☎0120-68-4160

# 土地•建築•住宅

# 建築確認申請

問〉建築指導課 ☎082-420-0956

建築物を建築(新築、増築など)する場合や建築物の用途を変更して特殊建築物(店舗、児童福祉施設など、共同住宅などの多数の人が利用する建築物など)とする場合には、当該工事に着手するまでに、建築基準法に適合することについて、市の建築主事または指定確認検査機関の確認を受ける必要があります(この手続きを建築確認申請といいます)。

### ▶ 建築確認申請が必要となる建築物の用途、構造、規模など

建築場所	新築		4. 65	田冷亦古
	用途または構造	規模	増築	用途変更
都市計画区域内 (西条町、八本松町、高屋町、志和町、黒瀬町、 安芸津町、河内町の一部)	全て		増築面積>10㎡	用途変更をして、建築基
	特殊建築物	延べ面積>200㎡		準法第6条第1項第1号   の特殊建築物のいずれ
都市計画区域外 (福富町、豊栄町、河内町の一部)	木造	階数≥3、延べ面積>500㎡、 高さ>13m、軒高>9m		かとする場合
	非木造	階数≥2、延べ面積>200㎡		

※詳しくは、専門の建築士または建築指導課にご相談ください。

## 市営住宅

問〉住宅課 ☎082-420-0946

### ▶ 募集の時期

入居募集は、年4回(5月、8月、11月、2月)です。

申込受付期間は各月によって変動することがあります。市ホームページや「広報東広島」でご確認ください。

### ▶市営住宅の種類

市営住宅には、低所得者層向けの公営住宅と中堅所得者層向けの特定公 共賃貸住宅があります。

### ▶申込資格

次の①~⑥のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ①東広島市内に居住している、または勤務場所があること
- ②現に同居または同居しようとする親族がいること。夫婦 (婚約者、内縁関係にある人を含みます) または親子を主体とした家族であること
- ③入居しようとする家族全員の収入が一定基準内にあること
- ④市町村民税や地方公共団体が賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと
- ⑤現在、住宅に困っていること(家賃が高い・部屋が狭いなど)
- ⑥暴力団員でないこと
- ※特定公共賃貸住宅の場合、①の条件はありません
- ※②の条件は例外があります

#### ▶申し込み方法

募集案内と申込書·申込者調査票を募集開始の1週間前から住宅課と各支所維持分室·各出張所で配布します。

申込書と申込者調査票を住宅課に持参または、郵送(募集期間最終日必着)してください。申込時には住民票や各証明書などの添付は不要です。これらの書類は当選後に提出してください。

※当選後の書類審査で資格がないと判断された場合、失格となります。

# 西条駅前地区再開発住宅

#### ▶ 募集の時期

空室が発生次第、募集を行います。

#### 物件

【所在地】 西条栄町9番33号

1.住宅 【間 取】 3LDK

【面 積】 76.98㎡~81.27㎡

【家 賃】 6万8,900円~7万3,400円

店舗 【面 積】 19.72㎡~28.75㎡

【家 賃】 3万9,200円~5万7,200円

※敷金……家賃の3カ月分 ※共益費…あり ※駐車場…あり(有料) ※空室については、指定管理者へお問い合わせください。

#### ▶申込資格

#### 1.住宅

次の①~⑤のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ①単身または同居しようとする親族がいること
- ②現に自ら居住するための住宅を必要としていること
- ③市町村民税や地方公共団体が賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと ④暴力団員でないこと
- ⑤その他市長が必要と認める条件を備えていること

#### 2. 店舗

次の①~④のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ①現に自ら営業する店舗を必要としていること
- ②市町村民税や地方公共団体が賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと
- ③暴力団員または暴力団でないこと
- ④その他市長が必要と認める条件を備えていること
- ※住宅、店舗ともに所得制限はありません。

### ▶お問い合わせ先

指定管理者 (株)第一ビルサービス

**☎**082-493-5558 **☎**082-493-5559

※指定管理者は変更することがあります。

